

目 次

告示

- 平成27年度の北海道立高等学校の生徒の募集人員等について…………… 5
- 市町村立小学校の位置変更について…………… 6

通達・通知

- 平成27年度道立高等学校入学者選抜の実施について…………… 6
- 平成27年度市町村立高等学校入学者選抜の実施について…………… 6
- 平成27年度道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について…………… 6
- 平成27年度道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について…………… 7
- 平成27年度道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について…………… 7
- 開拓使文書に係る重要文化財の指定について……………100

告 示

北海道教育委員会告示第57号

平成27年度の北海道立高等学校の生徒の募集人員、入学願書の提出期日等は、次のとおりとする。

平成26年 9 月 30 日

北海道教育委員会委員長 鷹 野 正 義

第 1 北海道立高等学校（専攻科及び北海道有朋高等学校を除く。）

1 募集人員

別に告示する。

2 入学願書の提出期日

平成27年 1 月 20 日（火）午前 9 時から平成27年 1 月 23 日（金）正午まで

3 入学願書の提出先

出願先の高等学校長

第 2 北海道立高等学校の専攻科

1 募集人員

別に告示する。

2 入学願書の提出期日

(1) 北海道美唄聖華高等学校及び北海道稚内高等学校

平成27年 1 月 20 日（火）午前 9 時から平成27年 1 月 23 日（金）正午まで

(2) 北海道小樽水産高等学校及び北海道函館水産高等学校

平成27年 1 月 13 日（火）午前 9 時から平成27年 1 月 23 日（金）正午まで

(3) 北海道富良野緑峰高等学校

平成27年 1 月 14 日（水）午前 9 時から平成27年 1 月 23 日（金）正午まで

(4) 北海道別海高等学校

平成27年 1 月 13 日（火）午前 9 時から平成27年 1 月 26 日（月）正午まで

3 入学願書の提出先

出願先の高等学校長

第 3 北海道有朋高等学校

1 募集人員

別に告示する。

2 入学願書の提出期日

(1) 定時制の課程

ア 単位制による定時制の課程

(イ) 一般入学者選抜

a 前期

平成27年 3 月 10 日（火）午前 9 時から平成27年 3 月 18 日（水）正午まで

b 後期

平成27年 8 月 21 日（金）午前 9 時から平成27年 8 月 28 日（金）正午まで

(イ) 自己推薦による入学者選抜

平成27年 1 月 20 日（火）午前 9 時から平成27年 1 月 23 日（金）正午まで
イ 技能教育施設との連携措置による定時制の課程
北海道有朋高等学校長が別に定める。

(2) 通信制の課程

平成27年 2 月 20 日（金）午前 9 時から平成27年 3 月 19 日（木）午後 4 時30分まで

3 入学願書の提出先

北海道有朋高等学校長

北海道教育委員会告示第58号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第 3 号の規定に基づく次の市町村立の小学校の位置変更の届出を、受理した。

平成26年 9 月 30 日

北海道教育委員会委員長 鷹 野 正 義

設置者	名 称	変更の時期	変更前の位置	変更後の位置	変更の理由
東川町	東川町立 東川小学校	平成26年10月 1 日	上川郡東川町 北町 1 丁目 1 番 1 号	上川郡東川町 西 4 号北 8 番 地	校舎改築に伴う 移転

通 達 ・ 通 知

教 高 第 9 9 3 号

平成26年 9 月 30 日

各道立高等学校長 様

北海道教育委員会教育長

平成27年度道立高等学校入学者選抜の実施について（通達）

このことについて、平成27年度入学者選抜実施要項を別記 1 から 6 までのとおり定めたので、入学者選抜の実施に当たっては、適切に行うようにしてください。

（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）

教 高 第 9 9 3 号

平成26年 9 月 30 日

札幌市及び知内町を除く
各市町村教育委員会教育長 様
（札幌市及び知内町を除く
各市町村立中学校長及び高等学校長）

北海道教育委員会教育長

平成27年度市町村立高等学校入学者選抜の実施について（通知）

このことについて、道立高等学校においては、実施要項を別記 1 から 6 までのとおり定め実施することとしたので、貴管下中学校に周知するとともに、市町村立高等学校の入学者選抜に当たっては、これに準じて実施するよう御配意願います。

（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）

教 高 第 9 9 3 号

平成26年 9 月 30 日

各教育局長 様

北海道教育委員会教育長

平成27年度道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について（通達）

このことについて、平成27年度入学者選抜実施要項を別記 1 から 6 までのとおり定めたので、内容を承知の上、事務処理を適切に行うようにしてください。

なお、道立高等学校においては同実施要項により実施するよう各道立高等学校長あて通達し、札幌市及び知内町を除く市町村立高等学校においてはこれに準じて実施するよう配意願う旨、札幌市及び知内町を除く各市町村教育委員会教育長あて通知したので、指導等についてもよろしく願います。

（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）

教 高 第 9 9 3 号
平成26年 9 月 30 日

札 幌 市 教 育 委 員 会 教 育 長
（札幌市立中学校長及び高等学校長） 様
知 内 町 教 育 委 員 会 教 育 長
（知内町立中学校長及び高等学校長）

北海道教育委員会教育長

平成27年度道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について（通知）

このことについて、道立高等学校においては、実施要項を別記 1 から 6 までのとおり定め実施することとしたので、貴管下中学校に周知するよう願います。

なお、道立高等学校においては同実施要項により実施するよう各道立高等学校長あて通達し、札幌市及び知内町を除く市町村立高等学校においてはこれに準じて実施するよう配意願う旨、札幌市及び知内町を除く各市町村教育委員会教育長あて通知したので、併せてお知らせします。

（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）

教 高 第 9 9 3 号
平成26年 9 月 30 日

各北海道教育大学附属中学校長
北 海 道 総 務 部 長 様
（各私立中学校長及び高等学校長）

北海道教育委員会教育長

平成27年度道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について（通知）

このことについて、平成27年度入学者選抜実施要項を別記 1 から 6 までのとおり定めたので、お知らせします。

なお、道立高等学校においては同実施要項により実施するよう各道立高等学校長あて通達し、札幌市及び知内町を除く市町村立高等学校においてはこれに準じて実施するよう配意願う旨、札幌市及び知内町を除く各市町村教育委員会教育長あて通知したので、併せてお知らせします。

（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）

別記 1

平成27年度道立高等学校一般入学者選抜実施要項

（平成26年 9 月 29 日教育長決定）

この要項は、平成27年度の道立高等学校の入学者の選抜（推薦による入学者、連携型中高一貫教育を実施する高等学校の入学者、北海道有朋高等学校の入学者及び専攻科の入学者の選抜を除く。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 募集人員

別に公示するところによる。

2 出願資格

道立の高等学校（以下「高等学校」という。）に出願することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成27年3月末日までに中学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者（平成27年3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（平成27年3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

【留意事項】

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項（以下「市町村実施要項」という。）により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

3 出願できる高等学校

出願できる高等学校は、北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第1号。以下「通学区域規則」という。）の定めるところによる。

なお、同規則第1条第3項に定める帰国子女等とは、帰国子女（日本国籍を有する子女で、海外在留者に同伴して、引き続き1年を超える期間海外に在留し、帰国後3年未満の生徒をいう。）及びこれに準ずる者と高等学校長が認める者をいう。

4 出願できる学科

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、次の場合は、「第2志望」又は「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望」を認める。

(1) 第2志望

ア 農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科又は水産に関する学科への出願において、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一の大学科内の他の学科を第2志望とする場合

イ 全日制の課程の普通科のほかに理科・数学に関する学科、体育に関する学科、外国語に関する学科を併置している高等学校への出願において、そのいずれかを第2志望とする場合

【留意事項】

この要項において、大学科とは次の学科を指す。

普通科、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、福祉に関する学科、理科・数学に関する学科、体育に関する学科、外国語に関する学科及び総合学科

なお、上記に掲げる学科のうち、農業に関する学科から福祉に関する学科までを職業学科という。

(2) 第 1 志望及び第 2 志望の学科以外の学科への入学の希望

- ア 2 以上の大学科を併置している高等学校への出願において、第 1 志望及び第 2 志望の学科以外に、他の大学科の学科への入学を併せて希望する場合
- イ 同一大学科内において、第 1 志望及び第 2 志望の学科以外に、他の学科への入学を併せて希望する場合

【留意事項】

- 1 (1)のイの場合において、普通科を第 2 志望としたときに出願者の保護者の住所が通学区域規則第 2 条に定める通学区域に存しない場合は、同規則第 3 条又は第 4 条の規定が適用されること。
- 2 (1)、(2)は、例えば次の場合をいう。
- A校 … 機械科、電気科、土木科を設置
- B校 … 普通科、国際文化科、グローバルビジネス科を設置
- C校 … 普通科、商業科を設置

	A校	B校	C校
第 1 志望	土木科	国際文化科	普通科
第 2 志望	電気科	普通科	
第 1 志望及び第 2 志望の学科以外の学科への入学の希望	機械科	グローバルビジネス科	商業科

5 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
1 月 20 日（火）～ 1 月 23 日（金）	9 : 00～16 : 30 (23日は12 : 00までとする。)

ただし、定時制の課程への出願者で、就職内定証明書を添付できる者は、平成27年 2 月 27 日（金）までとする。

【留意事項】

入学願書等の配布については、出願先の高等学校において、平成 26 年 12 月 5 日（金）から行うこと。

6 出願の手続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

ただし、平成27年 3 月 31 日に満 20 歳以上の者（平成 7 年 4 月 1 日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、次のア～カの書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】

成人の出願資格が分かる書類については、卒業証明書又は卒業証書の写し等、出願先の高等学校長が出願資格があると判断できるものであること。

ア 入学願書

北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第 8 号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第 3 号様式）

【留意事項】

1 入学願書の作成

入学願書用紙、写真台紙用紙等は高等学校において作成するものとし、学習成績一覧表用紙等は中学校において作成する。

また、個人調査書用紙は高等学校において配布するものとし、中学校において作成する。

なお、入学願書、写真台紙及び受検票は一葉で作成すること。

2 入学願書の記入等

(1) 入学願書の出願学科の欄の記入に当たっては、2以上の学科が設置されている学校において第2志望を希望しない場合は、「第2志望」の欄に斜線を引くこと。

(2) 保護者の間で住所が異なる場合は、日常生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者」の欄に記入すること。

(3) 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に記入すること。

イ 入学検定料

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

ウ 写真

平成26年10月1日以降に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を写真台紙（別記様式1）に貼り付けること。

エ 住民票の写し

出願後において出願先の高等学校長から提出を求められた場合、保護者及び出願者について、平成27年1月以降に交付を受けた住民票の写し（保護者の間で住所が異なる場合は、それぞれの住民票の写し）を提出すること。

オ 隣接学区等就学承認通知書

全日制の課程の普通科の出願者で、通学区域規則第4条第1項第2号又は第3号の規定により出願する者は、同条第3項の規定により交付を受けた隣接学区等就学承認通知書を提出すること。

【留意事項】

あらかじめ、隣接学区等就学承認申請書を、平成26年12月5日（金）正午までに、中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出し承認を受けること。この場合において、高等学校長の承認又は不承認の通知は、平成26年12月12日（金）までに行うこと。

なお、高等学校長は、不承認の通知をする場合にあっては、不承認とする理由を具体的に記載した書面を隣接学区等就学不承認通知書に添付すること。

カ 健康診断書

体育に関する学科の出願者（第2志望の者を含む。）に限り、平成26年12月以降に受けた尿検査及び心電図検査に関する医師の所見の記載された健康診断書（心電図記録を添付）を提出すること。

(2) 中学校長の手続

ア 入学願書及び出願者一覧表

高等学校長に出願者の入学願書を送付するときは、中学校長は、出願者一覧表（別記様式2）を添付すること。

【留意事項】

1 収入証紙は、同一高等学校への出願者分について一括して貼り付けることができること。

- 2 出願書類を高等学校長に郵送する場合には、封筒の表面に「入学願書」と朱書し、書留速達又は簡易書留速達により期日までに必着するよう送付すること。
- 3 受検に際し、障がい等により特別な措置を必要とする者については、出願者一覧表の備考欄に明記すること。

イ 個人調査書及び学習成績一覧表

中学校長は、平成27年 2 月13日（金）から 2 月19日（木）正午までに、高等学校長に個人調査書（別記様式 3）及び学習成績一覧表（別記様式 4）を送付すること。

ただし、成人の出願者については、個人調査書及び学習成績一覧表の送付を要しない。

【留意事項】

- 1 中学校長は、中学校生徒指導要録に基づいて厳正に作成すること。
- 2 校内に「個人調査書審査委員会」を設置するなどして、点検、保管、発送などの事務を公正かつ的確に行うこと。
- 3 学習成績一覧表は、第 3 学年全員について作成すること。ただし、過年度卒業の出願者（成人を除く。）については中学校長と高等学校長との協議によること。
- 4 個人調査書への受検番号の記入について、離島等でやむを得ない事情により平成27年 2 月19日（木）正午までに到着できないと見込まれる場合は、未記入のまま提出することができること。
- 5 個人調査書の記載については、一般要項の「備考 個人調査書の記入について」によること。

(3) 高等学校長の手続

ア 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票（別記様式 5）を当該中学校長に交付すること。

イ 受検票

高等学校長は、受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。交付期間は、平成27年 2 月 5 日（木）から 2 月13日（金）までとする。

【留意事項】

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、書留又は簡易書留とすること。

ウ 入学願書受付簿

高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿（別記様式 6）に記入すること。

7 出願状況の発表

平成27年 1 月23日（金）正午までの出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校（掲示）	1 月27日（火）	10：00	各 高 等 学 校
全 道（発表）			高 校 教 育 課

【留意事項】

出願状況の発表は、出願状況（別記様式18）の「倍率」の欄までとする。

8 出願変更

(1) 一般の場合

ア 当初の出願先が普通科の場合

出願者は、当初出願した課程と同一の課程の他の高等学校の普通科又は総合学科に 1 回出願を変更することができる。

イ 当初の出願先が普通科以外の学科の場合

出願者は、次の場合について、当初出願した高等学校又は他の高等学校に 1 回出願を変更することができる。

(ア) 農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科又は福祉に関する学科へ出願した者が、同一課程の同一大学科内の学科又は総合学科に出願を変更する場合。ただし、農業に関する学科及び水産に関する学科において、推薦による出願者が募集人員に達しているとき、当該学科への出願者は当初出願した学科と関わりなく出願を変更することができる。

【留意事項】

- 1 (ア)は、例えば、A校の全日制の土木科に出願した者が、B校の全日制の電気科に出願を変更する場合又はS校の総合学科に出願を変更する場合をいう。
- 2 ただし書における出願変更先には、市立札幌開成中等教育学校（以下「市立中等教育学校」という。）を含むものとする。

(イ) 理科・数学に関する学科、体育に関する学科又は外国語に関する学科へ出願した者が、当初出願した学科と同一の大学科、同一課程の普通科若しくは総合学科又は市立中等教育学校に出願を変更する場合

【留意事項】

- 1 (イ)は、例えば、C校の理数科に出願した者が、D校の理数科に出願を変更する場合、E校の普通科に出願を変更する場合又はS校の総合学科に出願を変更する場合をいう。
- 2 当初の出願先が市立中等教育学校後期課程コズモサイエンス科の場合の出願変更
コズモサイエンス科は、理科・数学に関する学科として扱い、(イ)の規定を適用する。
- 3 当初の出願先が北海道おといねっふ美術工芸高等学校工芸科（市町村立高等学校）の場合の出願変更
(イ)の規定を適用する。

(ウ) 総合学科へ出願した者が、当初出願した課程と同一課程の総合学科若しくは他の学科又は市立中等教育学校に出願を変更する場合

【留意事項】

(ア)、(イ)及び(ウ)において、普通科に出願を変更するときに出願者の保護者の住所が通学区域規則第2条に定める通学区域に存しない場合は、同規則第3条又は第4条の規定が適用される。

ウ 出願変更の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
1 月 28 日（水）～ 2 月 3 日（火） （土曜日及び日曜日を除く。）	9：00～16：30 （3日は16：00までとする。）

エ 出願者の手続

出願の変更をしようとする出願者は、出願変更願（別記様式7）を中学校長を経由

して当初出願した高等学校長に提出すること。

【留意事項】

成人の出願者が出願変更願を提出する場合には、中学校長を経由せず、直接当初出願した高等学校長に提出すること。

オ 高等学校長の手続

(ア) 出願変更承認書

当初出願を受け付けた高等学校長は、中学校長から出願変更願の提出があった場合、出願者に対し、出願変更承認書（別記様式 8）を交付すること。

(イ) 出願変更通知書及び出願書類

当初出願を受け付けた高等学校長は、出願変更先の高等学校長又は市立札幌開成中等教育学校長（以下「市立中等教育学校長」という。）に対し、平成27年 2 月 10 日（火）までに「出願変更通知書（別記様式 9）」、「出願変更願の写し及びその出願者の出願書類」を送付すること。

なお、当初出願を受け付けた高等学校長は、速やかに出願変更先の高等学校長又は市立中等教育学校長に対し、出願変更の状況を電話等により連絡すること。

(ウ) 受検票

出願変更先の高等学校長は、出願者に対し、平成27年 2 月 13 日（金）までに受検票を交付すること。

カ 出願変更状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

(イ) 中間発表

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校（掲示）	1 月 30 日（金）	16：30	各 高 等 学 校

(イ) 最終発表

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校（掲示）	2 月 13 日（金）	10：00	各 高 等 学 校
全 道（発表）			高 校 教 育 課

【留意事項】

- 1 出願変更状況の発表は、別記様式18の 2 の「倍率 $\frac{(E)}{(A)}$ 」の欄までとする。
- 2 中間発表については、平成27年 1 月 30 日（金）正午現在の数とする。

(2) 特別の場合

ア 全日制の課程の場合

- (イ) 出願後において、普通科の出願者で、保護者の住所の移転に伴い新住所が当初出願した学区と異なる学区となる場合は、新住所の存する学区内の全日制の課程の普通科に出願の変更をすることができる。

【留意事項】

- 1 全日制の課程の出願者のうち、保護者の転勤（内定）等に伴い平成27年 4 月 7 日（火）までに保護者の住所の移転が確実に見込まれる場合にも、出願変更をすることができる。この場合、転勤（内定）証明書等その事情を証明する書類を添付すること。
- 2 出願の変更をしない場合は、通学区域規則第 3 条又は第 4 条の適用を受ける。

- (イ) 出願後において、普通科以外の学科の出願者で、保護者の住所の移転に伴い新住所の存する地域の高等学校に出願しようとする場合は、当初出願した課程・学科と同一の課程・学科に限り出願の変更をすることができる。ただし、移転後の住所の

存する地域から、当初出願した課程・学科の設置されている高等学校への通学が極めて困難な場合は、同一の課程の他の学科に出願の変更をすることができる。

【留意事項】

- 1 ただし書により、例えば、全日制の課程の商業科から全日制の課程の普通科への変更をすることができる。
- 2 ただし書における同一課程の他の学科に市立中等教育学校を含むものとする。

(ウ) 出願後において、特別の事情がある場合は、定時制の課程へ出願の変更をすることができる。

イ 定時制の課程の場合

出願後において、出願者の就職の決定（内定を含む。）又は保護者の住所の移転に伴い、他の高等学校の定時制の課程に出願の変更をしようとする場合は、出願する学科を変更することができる。

ウ 特別の場合の出願変更は、選抜の実施に支障のない限り、これを認めることができる。

エ 特別の場合の出願変更の手続は、一般の場合の出願変更の手続に準じて行うものとし、この場合において、出願変更願を受けた高等学校長は、変更先の高等学校長又は市立中等教育学校長と協議するものとする。

【留意事項】

当初市立札幌大通高等学校に出願した出願者が出願変更した場合は、出願者のいる中学校長は、変更先の高等学校長に個人調査書を送付すること。

【留意事項】

- 1 出願変更に伴う入学願書その他の出願書類の取扱いについては、次による。

(1) 道立高等学校間における場合

当初の出願先の高等学校長は、次の手続をすること。

- ア 入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書する。
- イ 全ての出願書類を出願変更通知書とともに、変更先の高等学校長に送付する。
- ウ 入学願書受付簿の備考欄に回付の理由、回付の年月日等必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数から除く。
- エ 中学校長に対し、当該出願者についての出願書類等を変更先の高等学校長に送付した旨を通知する。

(2) 道立高等学校から市町村立高等学校又は市立中等教育学校への場合

ア 出願者は、当該市町村所定の入学願書及び当初出願した高等学校長から交付を受けた出願変更承認書を中学校長を経由して変更先の高等学校長又は市立中等教育学校長に提出すること。この際、新たに提出する入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書するとともに、当初出願した学校、課程及び学科を同じく朱書すること。

ただし、成人の出願者が書類を提出する場合には、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長又は市立中等教育学校長に提出すること。

イ 当初の出願先の高等学校長は、次の手続をすること。

- (ア) 既に提出された入学願書及び受検票を留め置き、その他の書類は、出願変更通知書とともに、変更先の高等学校長又は市立中等教育学校長に送付する。
- (イ) 入学願書受付簿の備考欄に必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数から除く。

- (ウ) 中学校長に対し、当該出願者についての出願書類等を変更先の高等学校長又は市立中等教育学校長に送付した旨を通知する。

(3) 市町村立高等学校又は市立中等教育学校から道立高等学校へ
の場合
ア 出願者は、前記(2)のアに準じて手続をすること。この際、新たに提出する入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書するとともに、当初出願した学校、課程及び学科を同じく朱書すること。
イ 当初の出願先の高等学校長又は市立中等教育学校長は、前記(2)のイに準じて手続をすること。

(4) 変更先の高等学校又は市立中等教育学校においては、次の手続をすること。
ア 入学願書受付簿の備考欄に回付された理由等必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数に算入する。
イ 前記(1)の場合、入学願書、写真台紙及び受検票の受検番号欄の（ ）内並びに写真台紙及び受検票の高等学校及び学科の欄の（※）内に必要事項を記入する。この場合、当初出願の高等学校、課程、学科及び受検番号は、消去する。
ウ 出願変更した者について、必要があれば中学校長に対し、学習成績一覧表の送付を求めることができる。

2 出願変更に伴う入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」（昭和59年12月1日付け教高第1171号教育長通達）を参照すること。

9 学力検査

(1) 学力検査の実施

全日制の課程については、学力検査を実施することとし、定時制の課程については、実施しないこととする。

【留意事項】

問題用紙等の送付及び保管

1 学力検査の問題用紙等は、各高等学校長あて、直接、書留小包等により送付する。送付期日及び部数等については、別に通知する。

2 小包は、数個に分かれている場合があるので、別に通知する明細書と照合の上、異常の有無を所轄の教育局長に電話等により報告するとともに、厳重に保管すること。

3 「8 出願変更」、「12 委託受検」又は道外からの出願等により、送付を受けた問題用紙等に不足を生じたときは、その内訳を明確にし、学校教育局高校教育課に、不足数を電話により請求すること。

(2) 検査期日及び検査時間

- ア 検査期日
学力検査の期日は、平成27年 3 月 4 日（水）とする。
- イ 検査時間
検査時間は次のとおりとする。

検査時間	9：20 } 10：10	10：30 } 11：20	11：40 } 12：30	13：30 } 14：20	14：40 } 15：30
教科	第1部 国語	第2部 数学	第3部 社会	第4部 理科	第5部 英語

- なお、英語の聞き取りテストの時間は、第5部の検査時間の中に含む。
- ウ 解答に要する時間は各45分とし、検査の開始の直前に受検者に対する注意、問題用紙等の配付に要する時間を5分間設けること。

【留意事項】

1 問題用紙及び解答用紙

- (1) 問題用紙及び解答用紙を入れた封筒の表書は、次のとおりである。

平成27年度	
第 ○ 部	
(教科)	
問題用紙	各○○部入り
解答用紙	
注意事項	開封は、検査室において行うこと。

- (2) 封筒は、教科別に5種類である。ただし、第5部の英語の聞き取りテストの放送台本は別の封筒としている。
- (3) 各教科の封筒には、問題用紙と解答用紙が、同じ部数入れている。
- (4) 正誤表を別に送付する場合もあるので、その場合は、訂正をすること。
- (5) 開封は、当該教科の検査の時間の直前に検査室において行うこと。

2 正答表

正答表を入れた封筒の表書は、次のとおりである。

平成27年度	
第 ○ 部	
(教科)	
正 答 表	○部入り
注意事項	当該教科の検査終了まで厳重に保管すること。

(3) 検査教科及び配点

学力検査を行う教科は、国語、数学、社会、理科及び英語とし、配点は、各教科とも60点とする。

(4) 出題の方針

ア 学力検査は、中学校学習指導要領に示されている教科の目標に即して、基礎的・基本的な知識・技能を重視して出題する。なお、北方領土に関する内容を出題することとする。

イ 国語、数学及び英語の学力検査において、学校の裁量により解答させる問題（以下「学校裁量問題」という。）を出題する。

(5) 受検者の持参すべきもの

ア 受検票

イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム、定規（分度器の付いていないもの）、コンパス及び鉛筆削り

計算機（時計型、ペンシル型を含む。）、携帯電話（スマートフォンやPHSを含む。）、英語辞書付時計等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ 上履き及び昼食

【留意事項】

1 受検場の設営

- (1) 解答に示唆を与えるような教室・廊下等の掲示物は、あらかじめ撤去しておくこと。
- (2) 検査の前日、一定の時間を定めて出願者に受検場を公開すること。
- (3) 廊下等に標識を付けて、受検者の便宜を図ること。

2 学力検査の実施

- (1) 検査終了に際しては、問題用紙を回収せず、解答用紙のみを提出させること。
- (2) 解答用紙の右欄又は下欄にある出願先学校名、受検番号及び出身学校名を必ず記入するよう受検者に注意すること。
- (3) 必要に応じて受検者を早めに登校させ、検査の開始に先立って、受検についての注意を与えること。
- (4) 突発的な事故等により検査時間を変更する場合には、所轄の教育局及び学校教育局高校教育課に電話で連絡し、指示を受けること。
- (5) 検査開始時刻に遅れて登校又は入室した者については、支障のない限り受検させること。
- (6) 検査時間の終了までは、受検者を退室させないこと。
- (7) 身体の不調等のため、他の受検者と同じ状態で検査を受けることのできない者については、適切に検査を受けられるよう配慮すること。

3 答案の保管

学力検査の答案は厳重に保管すること。

4 問題等の公表

各教科の検査終了後、問題用紙及び正答表を外部に配布し、又は校内等に掲示することは差し支えない。

10 面接等

(1) 全日制の課程に係る面接

ア 高等学校長は、出願者の全員又は過年度卒業の出願者の全員について面接を行うことができる。

【留意事項】

アにおける出願者の全員とは大学科ごとの出願者の全員をいう。

イ 平成27年3月5日（木）に行うこと。ただし、これにより難しい場合は前日の学力検査終了後に行うことができる。

(2) 全日制の課程に係る実技、作文

ア 高等学校長は、学科ごとに出席者の全員（第2志望の者を含む。）について、実技、作文を行うことができる。

イ 平成27年3月5日（木）に行うこと。

(3) 定時制の課程に係る面接

ア 出席者の全員について行うものとする。

イ 平成27年3月4日（水）に行うこと。

11 学力検査及び面接等の会場

(1) 学力検査の受検場及び面接等の会場

学力検査の受検場及び面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

(2) 保護者の住所が羽幌町大字焼尻に存する出席者の場合

保護者の住所が羽幌町大字焼尻に存する出席者のうち、出願先の高等学校で受検することが著しく困難な者は、羽幌町焼尻総合研修センター（以下「特設受検場」という。）で、次の手続により受検することができる。

【留意事項】

羽幌町大字焼尻所在の中学校長は、特設受検場における受検の希望者を調査し、平成27年1月19日（月）までに留萌教育局長に連絡すること。

- ア 特設受検場において受検を希望する者は、特設受検場受検願（別記様式10）を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】

成人の出願者が特設受検場受検願を提出する場合には、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

- イ 特設受検場受検願の受付日は、平成27年1月23日（金）及び1月26日（月）とする。
ウ 出願先の高等学校長は、平成27年1月29日（木）までに特設受検場受検承認書（別記様式11）を中学校長を経由して、特設受検場で受検を希望する者に交付すること。

【留意事項】

推薦入学において合格内定者とならなかった者が、再出願をする場合の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 特設受検場受検願の受付日は、平成27年2月20日（金）とする。
- 2 出願先の高等学校長は、平成27年2月26日（木）までに特設受検場受検承認書（別記様式11）を中学校長を経由して、特設受検場で受検を希望する者に交付すること。
- 3 成人の出願者が特設受検場受検願を提出する場合には、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

- エ 出願先の高等学校長は、受検者名簿及び写真を平成27年2月26日（木）正午までに留萌教育局長に送付すること。
オ 留萌教育局長は、学力検査実施後、受検者名簿に受検の有無を記入の上、答案及び写真とともに出願先の高等学校長に速やかに送付すること。
カ 特設受検場で受検する者は、学力検査の当日、特設受検場受検承認書を提示して受検すること。

【留意事項】

留萌教育局長は、特設受検場での受検者に欠席や身体の不調等があったときは、速やかに出願先の高等学校長に電話により通知すること。

12 委託受検

離島及び5級のへき地の学校に就学すべき地域に保護者の住所の存する出願者又は保護者の住所の移転に伴い出願変更をした出願者のうち、出願先の高等学校で学力検査を受検することが著しく困難な者は、次の手続により他の高等学校において学力検査を受検すること（以下「委託受検」という。）ができる。

- (1) 委託受検を希望する者は、委託受検願（別記様式12）を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】

成人の出願者が委託受検願を提出する場合には、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

- (2) 委託受検願の受付日は、平成27年1月23日（金）及び1月26日（月）とする。ただし、「8 出願変更」の(2)に定める「特別の場合」の出願変更等をした出願者については、選抜事務に支障のない限り、この受付日以後においても受け付けることができる。
(3) 出願先の高等学校長は、委託先の高等学校長の同意を得て、平成27年1月29日（木）までに委託受検承認書（別記様式13）を中学校長を経由して、委託受検を希望する者に

交付すること。

- (4) 出願先の高等学校長は、受検者名簿及び写真を、平成27年 2 月26日（木）正午までに委託先の高等学校長に送付すること。
- (5) 委託先の高等学校長は、学力検査実施後、受検者名簿に受検の有無を記入の上、答案及び写真とともに出願先の高等学校長に速やかに送付すること。
- (6) 委託受検をする者は、学力検査の当日、委託受検承認書を提示して受検すること。

【留意事項】

委託先の高等学校長は、委託受検者に欠席や身体の不調等があったときは、速やかに出願先の高等学校長に電話により通知すること。

13 入学者の選抜

高等学校長は、入学者の選抜に当たっては、次の事項に留意し、校内に「入学者選抜委員会」を設けるなどして、選抜事務を公正かつ的確に実施すること。

(1) 全日制の課程に係る選抜

ア 次に示す資料を総合的に評価して行うこと。

(ア) 個人調査書及び学習成績一覧表（成人を除く。）

(イ) 学力検査の成績

特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を行うことができる。

傾斜配点を行う教科は1～3教科、得点の倍率は1.5～2倍とする。

(ウ) 面接、実技、作文を行った場合は、その結果

(エ) 健康診断書（体育に関する学科の出願者に限る。）

イ 特別の事情により、上記アの資料の一部が欠ける場合は、高等学校長の判断によること。

ウ 入学者の選抜に当たっては、次に示す方法で、合格者を決定すること。

(ア) 募集人員の70%程度については、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績を同等に取り扱い、選抜を行うこと。

(イ) 募集人員の15%程度については、個人調査書の内容等を重視して、選抜を行うこと。

(ウ) 募集人員の15%程度については、学力検査の成績を重視して、選抜を行うこと。

【留意事項】

- 1 ウの(ア)において、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績とを同等に取り扱うことについては、次により作成した相関表を用いて、その適正を図ること。

なお、学力検査において傾斜配点を行った場合は、総得点を300点満点に換算した上で（小数第1位を四捨五入する。）相関表を用いること。

(1) 各教科の評定の記録については、個人調査書の「評定の合計」の欄の㊦の数字を用い、学力検査の成績については、各教科の得点の合計を用いる。

(2) 相関表は、次のように各教科の評定の記録を縦に、学力検査の成績を横にとって作成する。

相 関 表

		1	2	3
学力検査の 各教科の 評定の記録	学力検査の 成績	300 }	288 }	276 }
		289	277	265
A	315～296			
B	295～276			
C	275～256			

注1 各教科の評定の記録は、20点ごとに区切り、上から「A」、「B」、「C」……の段階とする。ただし、最終の段階「M」は、75点以下とする。

注2 学力検査の成績は、12点ごとに区切り、左から「1」、「2」、「3」……の段階とする。ただし、最終の段階「25」は、12点以下とする。

注3 推薦入学者選抜による合格内定者は除いて作成する。

2 選抜の手順については、次により行うこと。

(1) ウの(ア)による選抜を最初に行うこと。

(2) ウの(ア)において合格とならなかった者を対象に、ウの(イ)、(ウ)の方法により選抜を行うこと。なお、ウの(イ)、(ウ)の方法による選抜の順序については、高等学校長の判断によること。

3 ウの(イ)の方法による選抜においては、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績の重視の比率や個人調査書の「各教科の評定」以外の記録で重視する項目や実技など重視する内容は各学校で定めること。

4 ウの(ウ)の方法による選抜においては、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績の重視の比率は各学校で定めること。

5 採点

(1) 採点は、「正答表」によって正確に行うこと。

(2) 解答について疑問が生じた場合は、校内で協議し、全ての答案について同じ基準で採点に当たること。

エ 出願学科について、第1志望のほか第2志望があるときは、できるだけ第1志望を優先して、選抜を行うこと。

オ 「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望」については、当該学科の合格者が募集人員に達しない場合に入学者選抜の対象とし、当該学科へ入学させるよう配慮すること。

(2) 定時制の課程に係る選抜

ア 次に示す資料を総合的に評価して行うこと。

(ア) 個人調査書及び学習成績一覧表（成人を除く。）

(イ) 面接の結果

イ 特別の事情により、前記アの資料の一部が欠ける場合は、高等学校長の判断によること。

14 合格発表

高等学校長は、平成27年3月17日（火）午前10時に合格者の受検番号を発表（掲示）するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】

1 高等学校長は、合格者の発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者についての学力検査の成績並びに合格者の受検番号及び氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、書留又は簡易書留とすること。

2 高等学校長は、合格者の受検番号について、合格発表後速やかに当該高等学校のウェブページに掲載すること。

15 合格者の追加

(1) 高等学校長は、合格発表後、合格者からの入学しない旨の意思表示によって合格者の数が募集人員に達しないときは、特別の事情がない限り合格者の追加を行うこと。

(2) 追加した合格者への通知は、平成27年3月18日（水）に行うものとする。

【留意事項】

1 入学意思の確認

- (1) 中学校長は、合格者に対し、平成27年 3 月 17 日（火）午後 3 時 30 分までに確実な方法により入学意思の有無を報告させること。
- (2) 中学校長は、平成27年 3 月 18 日（水）午前 9 時 30 分までに、入学意思のないことが確認された合格者の氏名を当該高等学校長に報告すること（あらかじめ電話等により通知しておくこと。）。
- (3) 高等学校長は、当該中学校長から入学意思のない合格者の氏名の報告を受けたときは、当該中学校長に対し、速やかにその氏名を電話等により確認すること。

2 追加合格

- (1) 高等学校長は、合格者の追加を行う場合には、入学意思の確認が済み次第、平成27年 3 月 18 日（水）午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までにその合格者の中学校長に対し、その旨を通知するとともに、当該合格者に対して直ちに合格の通知を行うこと（中学校長に対し、あらかじめ電話等により通知しておくこと。）。
- (2) 高等学校長から合格者の追加について通知を受けた中学校長は、当該合格者の入学意思を確認の上、平成27年 3 月 18 日（水）午後 4 時 30 分までに高等学校長に報告すること。
なお、その合格者が私立高等学校に併願している場合であって、公立高等学校に入学する意思を有するときは、平成27年 3 月 19 日（木）午後 4 時まで当該私立高等学校長に対しその旨を連絡すること。

16 第 2 次募集

(1) 第 2 次募集を行う場合

- ア 合格者の数が募集人員に満たないとき。
- イ 合格者のうちに入学意思のない者等が出たため、合格者の追加を行ってもなお、入学予定者の数が募集人員に満たないとき。

(2) 募集人員の発表

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校（掲示）	3 月 19 日（木）	9 : 00	各 高 等 学 校
全 道（発表）	3 月 19 日（木）	この日まで	高 校 教 育 課

【留意事項】

第 2 次募集の募集人員の発表内容は、課程、学科名及び第 2 次募集人員とする。

(3) 出願資格

出願資格は、「2 出願資格」と同様とする。ただし、次の者の出願は認めない。

- ア 当初の入学者選抜において合格（合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。）している者
- イ 推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜において、面接を欠席した者又は合格内定後入学確約書を提出しなかった者

(4) 出願できる高等学校

出願できる高等学校は、「3 出願できる高等学校」に定めるところによる。

(5) 出願の受付

第 2 次募集による出願の受付期間及び受付時間は、全日制及び定時制ともに次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
3 月 20 日（金）～ 3 月 23 日（月） （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	9 : 00～16 : 30

(6) 出願の手続

- ア 出願者は、受検（出願）証明書交付願（別記様式14）を中学校長を経由して、さきに受検した高等学校長に提出すること（当初の入学希望者選抜において出願しなかった者を除く。）。
- イ 受検（出願）証明書交付願の提出を受けた高等学校長は、受検（出願）証明書（別記様式15）を当該出願者に交付するとともに、速やかにその者の学力検査成績証明書（別記様式16）を出願先の高等学校長に送付すること。

【留意事項】

当初の入学希望者選抜において学力検査を受けなかった者又は定時制の課程に出願した者については、受検（出願）証明書交付願及び受検（出願）証明書の手続のみを行うこととし、学力検査成績証明書の送付は要しないこと。

- ウ 出願者は、「6 出願の手続」の(1)に定める入学願書その他必要書類を受検（出願）証明書（当初の入学希望者選抜において出願しなかった場合を除く。）とともに、中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。
- エ さきに受検した高等学校の他の課程又は学科に出願する出願者については、入学願書のみを中学校長を経由して、当該高等学校長に提出すること。
- オ 中学校長は、「6 出願の手続」の(2)のイに定める書類を、平成27年3月24日（火）正午までに当該出願先の高等学校長に送付すること。
- なお、当初の入学希望者選抜において出願しなかった者については、事情を説明した書類を添付すること。
- カ 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、出願者に受検票を交付すること。

【留意事項】

- 第2次募集に出願する場合には、入学願書の備考欄に連絡先の電話番号を記入すること。
- 第2次募集に出願する者は、当該出願時に入学検定料を納付することとなるので、留意すること。
- 成人の出願者が書類を提出する場合には、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

(7) 入学者の選抜

入学者の選抜については、「13 入学者の選抜」に定めるところによる。

なお、全日制の課程において、学力検査成績証明書を欠く場合は、作文、必要により面接等を行い、その結果を選抜のための資料とすること。

(8) 合格発表

高等学校長は、平成27年3月26日（木）までに合格者の受検番号を発表（掲示）するとともに、本人に通知すること。

(9) その他

定時制の課程において、第2次募集終了後、入学希望者がある場合は、平成27年4月10日（金）までの間に選抜の上、入学させることができる。

【留意事項】

高等学校長は、合格発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者についての合格者の氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、書留又は簡易書留とすること。

17 道外からの出願者の手続

(1) 出願できる場合

ア 保護者の住所が道外に存する場合で、平成27年 4 月 7 日（火）までに道内に住所を移転することが確実なとき。

イ 出願先の高等学校長が、特別の事情があると認めたとき。

(2) 出願の期日

出願の受付は、平成27年 2 月27日（金）までとする。

(3) 出願の手続

出願の手続は、「6 出願の手続」の項目によるほか、出願事情説明書（別記様式17）を提出すること。ただし、個人調査書及び学習成績一覧表については、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができる。

18 学力検査の得点の口頭による開示

高等学校長は、受検者からの口頭による開示請求により、本人の学力検査の合計得点及びその教科別得点を開示できる。

(1) 開示対象者

受検者本人とする。

(2) 開示場所

出願した高等学校

(3) 開示の方法

開示するために別に作成した成績一覧表において、他の受検者の結果が記録されている部分を紙等で覆うことにより、又は出願者ごとに作成した成績単票により閲覧に供する。

(4) 開示期間

開示の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
3 月18日（水）～3 月31日（火） （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	9：00～16：30

【留意事項】

- 1 「口頭による開示請求に係る個人情報の開示に関する要綱」（平成 6 年 9 月28日教育長決定）による。
- 2 高等学校長は、受検票、身分証明書等により、本人であることを確認すること。

19 北海道教育委員会への報告

区分	番号	報告事項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 高校教育課		報告内容等
				時間	方法	時間	方法	
学力検査日前	1	面接、実技、作文の実施	11月 6日 (木)	この日まで	文 書	11月14日 (金)まで	C. S.	別記様式24、24の2
	2	出願状況	1月26日 (月)	10:00まで	電 話 又は ファックス	13:00まで	同上	別記様式18
	3	出願変更後の出願状況	2月 6日 (金)	11:00まで	同上	2月 9日 (月) 10:00まで	同上	別記様式18の2
	4	検査問題用紙等の到着状況及び保管	到着後	直ちに	同上	管内取りまとめ後直ちに	同上	受領個数、こん包の異常の有無等
	5	再出願後の出願状況	2月25日 (水)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	別記様式18の2
	6	特別な措置を必要とする生徒の状況	2月27日 (金)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	別記様式23
	7	関係機関への警備の要請の状況及び校内点検状況	3月 3日 (火)	16:30まで	同上	17:15まで	電 話	警備依頼先、校内の異常の有無
学力検査日	8	検査当日の交通及び天候状況	3月 4日 (水)	5:30まで	電 話	6:00まで	同上	交通障害の有無、天候の状況等
	9	検査開始後の状況及び特別な措置をとった生徒の状況	3月 4日 (水)	開始直後	電 話 又は ファックス	管内取りまとめ後直ちに 10:30まで	同上 C. S.	1 開始の異常の有無 2 学力検査受検者数 (他校に委託した受検者を含む。) 3 学力検査欠席者数 (出願の取消しの申出があった場合は欠席として取り扱う。) 4 特別な措置をとった生徒の状況
	10	事故発生とその対応状況 (検査の遂行に支障のある場合に限る。)	3月 4日 (水)	その都度直ちに	電 話	直ちに	電 話	緊急措置の内容等
	11	学力検査終了状況	3月 4日 (水)	終了後直ちに	電 話 又は ファックス	管内取りまとめ後直ちに	同上	終了時刻、検査状況等
	12	面接等の終了状況	3月 4日 (水)	同上	同上	同上	同上	同上
学力検査日後	13	面接等の終了状況 (全日制)	3月 5日 (木)	同上	同上	同上	同上	同上
	14	合格者数及び欠員	3月17日 (火)	10:00まで	同上	13:00まで	C. S.	別記様式19
	15	追加合格者数及び第2次募集の人員	3月19日 (木)	9:30まで	同上	11:00まで	同上	別記様式20
	16	第2次募集の合格者数	3月26日 (木)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	別記様式21
	17	学力検査の得点の口頭による開示実施件数	4月 3日 (金)	この日まで	同上	4月 6日 (月)まで	同上	別記様式25、25の2
	18	入学者選抜実施結果状況調査票	4月10日 (金)	この日まで	文 書	4月24日 (金)まで	文 書	別途指示
	19	定時制の第2次募集後の入学者数	4月13日 (月)	10:00まで	電 話 又は ファックス	13:00まで	C. S.	別記様式22

※ C. S. は、北海道行政情報コミュニケーションシステムのことである。

20 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 特別な配慮を必要とする障がいのある生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。
- (3) 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合及び誤った出願があった場合等、この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

【留意事項】

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付
- 2 出願変更における当初の出願先の高等学校長から変更先の高等学校長への出願書類の送付
- 3 委託受検における出願先の高等学校長から委託先の高等学校長への受検者名簿及び写真の送付並びに委託先の高等学校長から出願先の高等学校長への答案及び写真の送付
- 4 第2次募集における学力検査成績証明書の受検先の高等学校長から出願先の高等学校長への送付

参考 北海道立高等学校学則別記第 3 号様式

		※受検番号		()			
収入証紙							
入学願書							
平成 年 月 日							
北海道 高等学校長 様							
出願者署名							
保護者署名							
貴校に入学したいので、許可してください。							
出願課程	全日制の課程 定時制の課程	出願学科	第1志望 科	第2志望 科	第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望	希望の有無 有・無	学 科 名 科
出願者	ふりがな氏名	性別 昭和・平成 年 月 日生		保護者	ふりがな氏名		
	現住所	□□□-□□□□			現住所	□□□-□□□□	
	出身(在籍) 中学校				電話	番	
	中学校卒業(卒業見込)年 月 日				出願者との関係		
全日制の課程の普通科へ就学するときの区分		1 通学区域規則第2条による就学 2 通学区域規則第3条第1号による就学 3 通学区域規則第3条第2号による就学 4 通学区域規則第3条第3号による就学 5 通学区域規則第4条第1項第1号による就学 6 通学区域規則第4条第1項第2号による就学 7 通学区域規則第4条第1項第3号による就学 (「通学区域規則」とは、北海道立高等学校通学区域規則(平成16年北海道教育委員会規則第1号)をいう。)					
備考							

記入上の注意

1 「出願課程」、「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望の有無」、「出願者の生年月日」及び「全日制の課程の普通科へ就学するときの区分」の欄は、該当する文字又は記号を○で囲むこと。

2 ※印の欄は記入しないこと。

3 推薦入学者選抜により出願する者は、「※受検番号」の欄の左余白に㊦と朱書すること。

4 連携型入学者選抜により出願する者は、「※受検番号」の欄の左余白に㊧と朱書すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。
(注) 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

別記様式 1（日本工業規格 A 4 縦型）

写 真 台 紙

※受検番号 ()

ふ り が な	
出 願 者 氏 名	
出身(在籍)中学校	中学校
高 等 学 校	北海道 高等学校 (※北海道 高等学校)
課 程	全日制の課程 定時制の課程
学 科	科 (※ 科)

(平成二十六年十月一日以降に撮影したもの)

写 真 を 貼 る 位 置

(縦七センチメートル、横五センチメートル)

(注) 1 ※印の欄は、記入しないこと。
2 課程は、該当する文字を○で囲むこと。
3 推薦入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に㊦と朱書すること。
4 連携型入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に㊧と朱書すること。

平成27年度道立高等学校受検票

※受検番号 ()

出 願 者 氏 名	
出身(在籍)中学校	中学校
高 等 学 校	北海道 高等学校 (※北海道 高等学校)
課 程	全日制の課程 定時制の課程
学 科	科 (※ 科)

記入上の注意
1 課程は、該当する文字を○で囲むこと。
2 学科は、第1志望の学科名を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。
4 推薦入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に㊦と朱書すること。
5 連携型入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に㊧と朱書すること。

(備 考)

(注) 備考欄は、検査の教科、時間及び持参すべきものの記載等に利用すること。

別記様式 2（日本工業規格 A 4 縦型）

（一般・推薦・連携型）出願者一覧表

出 願 先	北海道 高等学校		学 校 名	中学校 校長名		所 在 地	□□□-□□□□ (電話)		
番号	課程 学科	出願者氏名	性別	備 考	番号	課程 学科	出願者氏名	性別	備 考
1									
2									
3									
4									
5									
				男		女		計	
(一般・推薦・連携型) 出願者数				人		人		人	

- (注) 1 課程別に作成し、一般出願、推薦出願及び連携型出願を別葉にすること。
 2 一般、推薦及び連携型のいずれかを○で囲むこと。
 3 「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者については、備考欄に、「道外」と記入すること。

別記様式 3（日本工業規格 A 4 縦型）

個人調査書				受検番号						
出願先高等学校		北海道								
		全日制課程 高等学校 通信								
1 学籍 の 記録	学校名及び所在地									
	ふりがな氏名		平成 年 月 日生（性別 ）			卒業年月	平成 年 月 卒業 卒業見込			
	備考（転学の記録など）									
2 各 教 科 の 学 習 の 記録	評 定				4 出欠の記録	項目 学年	出席しなければ ならない日数	欠席日数	欠席の主な理由	
	教科	学年	1	2		3	1			
	国語						2			
	社会						3			
	数学					5 特別 活動 の 記録	第1学年			
	理科						第2学年			
	音楽						第3学年			
	美術									
	保健体育									
	技術・家庭									
	外国語									
	評価の合計	㊦								
		㊧								
		㊨								
	選択教科	国語				6 第3学年の 行動の記録	基本的な生活習慣		思いやり・協力	
		社会					健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護	
		数学					自主・自律		勤労・奉仕	
		理科					責任感		公正・公平	
		音楽					創意工夫		公共心・公德心	
		美術								
		保健体育								
		技術・家庭								
		外国語								
	第3学年の学習に関する所見				7 総合所見及び指導上参考となる諸事項					
3 総合的な学習の時間の記録					作成年月日	平成 年 月 日				
					記入者氏名					
					中学校長名	中学校 印				
(注) 1 受検番号を記入すること。ただし、有朋高校については記入しないこと。 2 ※印の欄は記入しないこと。					点検者	※				

備考 個人調査書の記入について

- 1 1の欄の「備考」には、外国から帰国した生徒についても、その旨を記入すること。
- 2 2の欄は、次により記入すること。
 - (1) 「評定」の欄は、次により記入すること。
 - ア 第1学年及び第2学年については、生徒指導要録に記載されているものに基づいて記入すること。
 - イ 第3学年については、出願の時点における学習状況を踏まえて記入すること。
 - ウ 「評定の合計」の欄は、次により記入すること。
 - (ア) ㉞の欄には、その学年の各教科の評定の合計を記入すること。
 - (イ) ㉜の欄には、㉞の欄に記入した数を、第1学年及び第2学年についてはそれぞれ2倍した数を、第3学年については3倍した数を記入すること。
 - (ウ) ㉝欄には、㉜の欄に記入した数の全学年の総和（最高315、最低63）を記入すること。
 - エ 「選択教科」の欄には、A、B、Cの3段階で評定を記入し、選択しなかった教科については、斜線を引くこと。
 - (2) 「第3学年の学習に関する所見」の欄には、第3学年における観点別学習状況の各教科の評価を含め、各教科全体を通して見られる特徴などにおいて、特に顕著な事項について記入すること。
- 3 3の欄には、第3学年の総合的な学習の時間における学習活動の内容、並びに出願者がその学習活動を通して身に付けた力などについての顕著な事項を記入すること。
- 4 4の欄の「欠席の主な理由」の欄は、具体的に記入すること。
- 5 5の欄には、例えば、特別活動における学級・生徒会の委員経験、学校行事の活動状況などを記入すること。
- 6 6の欄は、第3学年について出願の時点までの状況を踏まえて記入すること。
- 7 7の欄には、個人調査書の1から6までの各欄に記載されていない事項、例えば、出願者の特徴・特技、学校内外における奉仕活動、表彰を受けた行為や活動（文化活動・スポーツ活動等）、出願者の成長に関わる総合的な所見など、出願者の長所を把握する上で参考となるような事柄や進歩の状況について記入すること。また、学力検査を実施しない各教科のそれぞれの学習の成果が選抜の資料として十分生かされるよう、特に顕著な事項があれば記入すること。
- 8 過年度卒業生については、生徒指導要録に基づいて記入すること。ただし、2の「第3学年の学習に関する所見」の欄及び3の欄は、斜線を引くこと。

別記様式 4（日本工業規格 A 4 縦型）

学 習 成 績 一 覧 表

提出先 高等学校	北海道	高等学校
-------------	-----	------

平成 年 月 日

中学校長名



氏 名	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術 ・ 家 庭	外 国 語

5 段階 評 定 の 人 数	5	人							
	4	人							
	3	人							
	2	人							
	1	人							
計		人							

- (注) 1 第3学年全員について作成すること。
 2 氏名の欄には、本表の提出先高等学校に出願した生徒についてのみ、氏名を記入すること。
 3 中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式 5（日本工業規格 A 4 縦型）

入 学 願 書 受 付 票

平成 年 月 日

中学校長 様

高等学校長名



次のとおり入学願書を受け付けました。

課 程	学 科	出願者数	備 考（一般・推薦・連携型の別等）

別記様式 7（日本工業規格 A 4 縦型）

出 願 変 更 願

平成 年 月 日

北海道 高等学校長 様

ふりがな

出願者署名

保護者署名

(性別)

私は、貴高等学校に出願しましたが、次により出願変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

(1) 一般の場合の出願変更

(2) 連携型一般入学者選抜若しくは連携型推薦入学者選抜又は札幌市立中等教育学校後期課程編入
入学者選抜に係る出願変更

(3) 保護者の転勤等に伴う出願変更（転居先住所)

(4) 出願者の就職先の決定又は内定に伴う出願変更
(就職（内定）先 勤務場所 職 種)

2 変更事項

事 項	出 願 変 更 先				当 初 の 出 願 先			
高 等 学 校 等								
課 程								
学 科	第 1 志 望	第 2 志 望			第 1 志 望	第 2 志 望		
	科	科			科	科		
	第 1 志望及び第 2 志望 の学科以外の学科への 入学の希望	有 無	科		第 1 志望及び第 2 志望 の学科以外の学科への 入学の希望	有 無	科	
住 所	出願者							
	保護者							
全日制の課程の 普通科へ就学す るときの区分	1 通学区域規則第 2 条による就学 2 通学区域規則第 3 条第 1 号による就学 3 通学区域規則第 3 条第 2 号による就学 4 通学区域規則第 3 条第 3 号による就学 5 通学区域規則第 4 条第 1 項第 1 号による就学 6 通学区域規則第 4 条第 1 項第 2 号による就学 7 通学区域規則第 4 条第 1 項第 3 号による就学 8 ()立高等学校通学区域規則による就学				1 通学区域規則第 2 条による就学 2 通学区域規則第 3 条第 1 号による就学 3 通学区域規則第 3 条第 2 号による就学 4 通学区域規則第 3 条第 3 号による就学 5 通学区域規則第 4 条第 1 項第 1 号による就学 6 通学区域規則第 4 条第 1 項第 2 号による就学 7 通学区域規則第 4 条第 1 項第 3 号による就学 8 ()立高等学校通学区域規則による就学			

上記の願い出があったので、提出します。

在籍（又は出身）中学校長名

印

(注) 1 「変更の理由」については、該当する番号を○で囲むこと。

2 「学科」の欄については、出願大学科に応じて志望により第 2 志望まで記入すること。2 以上の大学科又は 3 以上の学科を設置している高等学校への出願については、「第 1 志望及び第 2 志望の学科以外の学科への入学の希望」の「有無」の欄の該当する文字を○で囲み、「有」の場合は、その学科名を記入すること。

3 「全日制の課程の普通科へ就学するときの区分」の欄については、該当する番号を○で囲むこと。

4 「全日制の課程の普通科へ就学するときの区分」の欄の 8 の () には、道立高等学校通学区域規則と異なる通学区域規則を定めている市町村名を記入すること。

5 在籍（又は出身）中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式 8（日本工業規格 A 4 縦型）

出 願 変 更 承 認 書			
出願者氏名			
平成	年	月	日
付けで願出のあった、北海道		高等学校	課程
科に出願変更することを承認します。			
平成	年	月	日
高等学校長名			印

別記様式 9（日本工業規格 A 4 縦型）

出 願 変 更 通 知 書			
平成 年 月 日			
北海道	高等学校長 様		
高等学校長名			印
本校	課程	科に出願した次の者から、貴校	課程 科に
出願変更をしたい旨の願出があり、これを承認したので、通知します。			
記			
ふりがな 出願者氏名			
変更の理由	1 一般の場合の出願変更 2 連携型一般入学者選抜若しくは連携型推薦入学者選抜又は札幌市立中等教育学校後期課程編入学者選抜に係る出願変更 3 保護者の転勤等に伴う出願変更（転居先住所 ） 4 出願者の就職先の決定又は内定に伴う出願変更		

（注）変更の理由の欄については、該当する番号を○で囲むこと。

別記様式10（日本工業規格 A 4 縦型）

特 設 受 検 場 受 検 願	
平成 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
出願者氏名	
□□□-□□□□	
出願者住所	
保護者氏名	
□□□-□□□□	
保護者住所	
私は、次の理由により、 において受検したいので、承認してください。	
理由 記	
上記のことについて願い出があったので、提出します。	
在籍（又は出身）中学校長名	
印	

（注）在籍（又は出身）中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式11（日本工業規格 A 4 縦型）

特 設 受 検 場 受 検 承 認 書	
出願者氏名	
平成 年 月 日	付付けで願い出のあった、 において受検することを承認します。
平成 年 月 日	
高等学校長名	
印	

別記様式12（日本工業規格 A 4 縦型）

委 託 受 検 願	
平成 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
出願者氏名	
□□□-□□□□	
出願者住所	
保護者氏名	
□□□-□□□□	
保護者住所	
私は、次の理由により、北海道	高等学校において受検したいので、承認 してください。
理由	記
上記のことについて願い出があったので、提出します。	
在籍（又は出身）中学校長名	印

（注）在籍（又は出身）中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式13（日本工業規格 A 4 縦型）

委 託 受 検 承 認 書	
出願者氏名	
平成 年 月 日付けで願い出のあった、北海道	高等学校におい て受検することを承認します。
平成 年 月 日	
高等学校長名	印

別記様式14（日本工業規格 A 4 縦型）

受 検（出 願）証 明 書 交 付 願	
平成 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
出願者氏名	
保護者氏名	
私は、貴校を受検（貴校に出願）しましたが、北海道 高等学校（ 課程 科）の第2次募集に出願したいので、受検（出願）証明書を交付して ください。	
上記のことについて願い出があったので、提出します。	
在籍（又は出身）中学校長名	印

（注）在籍（又は出身）中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式15（日本工業規格 A 4 縦型）

受 検 （出 願） 証 明 書	
出願者氏名	
上記の者は、本校を受検（本校に出願）したことを証明します。	
平成 年 月 日	
高等学校長名	印

別記様式16（日本工業規格 A 4 縦型）

学 力 検 査 成 績 証 明 書

平成 年 月 日

北海道 高等学校長 様

高等学校長名



次の 1 の者は、平成27年度道立高等学校入学者選抜学力検査を受検し、その成績は、次の 2 のとおりであることを証明します。

記

1 出願者氏名

2 学力検査の成績

学校裁量問題の選択（有・無）

国 語	社 会	数 学	理 科	英 語	合 計
点 (点)	点	点 (点)	点	点 (点)	点

（注）「学力検査の成績」の「国語」、「数学」及び「英語」の欄の（ ）については、次により記入すること。

1 学校裁量問題を選択した高等学校（大学科）…………… 学校裁量問題の得点を記入する。

2 学校裁量問題を選択しなかった高等学校（大学科）… 学校裁量問題と対になる問題の得点を記入する。

なお、いずれの場合も、（ ）内の得点は、それぞれの教科の得点の内数とする。

別記様式17（日本工業規格 A 4 縦型）

出 願 事 情 説 明 書

平成 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者氏名

保護者氏名

出願の事情は、次のとおりです。

- 1 出願者現住所
- 2 保護者転居見込みの住所
- 3 出願者と保護者の続柄
- 4 出願課程・学科
- 5 事情の説明

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

在籍（又は出身）中学校長名



- （注） 1 「事情の説明」は、できるだけ詳細に記入すること。
2 在籍（又は出身）中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式18（日本工業規格 A 4 横型）

出 願 状 況

高等学校

課 程	学 科	募 集 人 員 (A) (推薦標準枠)	当 初 の 出 願 者 数							過 年 度 卒 業 生 数 (内数)			
			一 般 入 学 者 選 抜 出 願 者 数	推 薦 入 学 者 選 抜 出 願 者 数	道 外 からの 出 願	連 携 型 入 学 者 選 抜 出 願 者 数	出 願 者 数 合 計 (B)	3 条 1 号	3 条 2 号		3 条 3 号	市 町 村 立 通 学 区 域 規 則	倍 率 $\frac{(B)}{(A)}$

(注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学希望者選抜実施要項」により出願した者の数を記入することとし、該当する高等学校のみ、発表及び報告すること。

2 通学区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区域規則並びに「道外からの出願」に該当する出願者数は内数とすること。

3 倍率は小数第2位を四捨五入したものとする。

4 全日制普通科（推薦入学希望者選抜及び連携型入学希望者選抜出願者数）の欄を除いて発表及び報告すること。

5 過年度卒業生数については、発表しないこと。

6 「推薦標準枠」の欄については、次により記入すること。

(1) 農業及び水産に関する学科……………募集人員の100%の数

(2) 普通科……………募集人員の20%の数（ただし、募集人員が120名以下の場合、30%とする。）

(3) 上記以外の学科……………募集人員の50%の数

(4) 連携型推薦入学希望者選抜……………(2)に同じ。

ただし、小数点以下は切捨てとする。

別記様式18の2 (日本工業規格A4横型)

出願後の再出願及び変更後の出願状況

校学等育

[illegible]

(注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入することとし、該当する高等学校のみ、発表及び報告すること。

22 通学区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区域規則並びに「道外からの出願」に該当する数は内数とすること。

倍率は小数第2位を四捨五入したものとすること。

「再出願の状況」の欄は、当初の推薦出願を受けた学校が報告すること。また、() については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を内数で記入すること。

5 「推薦標準枠」の欄については、次により記入すること。

(1) 農業及び水産に関する学科……………募集人員の100%の数

(2) 普通科……………募集人員の 20%の数（ただし、募集人員が120名以下の場合は、30%とする。）

(3) 上記以外の学科.....募集人員の 50%の数

(4) 連携型推薦入学者選抜……………(2)に同じ。ただし、再出願後の出願状況においては合格内定者数を減じた数の20％程度の数。

なお、小数点以下は切捨てとする。

別記様式19（日本工業規格 A 4 横型）

合 格 者 数 及 び 欠 員

高等学校

課 程	学 科	募集 人員	学 力 検 査 受 検 者 数 （ 第 1 志 望 の み ）				学 力 検 査 受 検 者 で 合 格 し た 数 （第2志望、「1・2外」に よる合格者を含む）（A）				推 薦 入 学 者 選 抜 合 格 者 数（B）		連 携 型 入 学 者 選 抜 合 格 者 数（C）	合 格 者 数 計 （A）+（B）+（C）	欠 員				不 合 格 者 数	備 考
			3 条 1 号	3 条 2 号	3 条 3 号	市町 村立 通学 区域 規則	道外 から の 出 願	3 条 1 号	3 条 2 号	3 条 3 号	市町 村立 通学 区域 規則	道外 から の 出 願			3 条 1 号	3 条 2 号	3 条 3 号	市町 村立 通学 区域 規則	道外 から の 出 願	

- (注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学希望者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入すること。
- 2 「1・2外」は「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望」を表す。
- 3 通学区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区域規則並びに「道外からの出願」に該当する数は内数とすること。
- 4 次の場合は、不合格になった理由を備考欄に記入すること。
- (1) 出願者数が募集人員に達しない学科において不合格があった場合
- (2) 出願者が募集人員に達していない学科を出したために合格者が募集人員を下回った場合
- 5 定時制については、「学力検査受検者数」及び「学力検査受検者で合格した数」の欄に、それぞれ、選抜の対象となった者の数及び合格者数を記入すること。

別記様式20（日本工業規格 A 4 横型）

追加合格者数及び第2次募集の人員

高等学校																
課程	学科	募 集 人 員	合 格 者 数				(A)のうち入学意思のない者の数				追 加 合 格 者 数				入学予定者数	第2次募集人員
			3 条 1 号	3 条 2 号	3 条 3 号	市町村立通学区域規則	道外からの出願	3 条 1 号	3 条 2 号	3 条 3 号	市町村立通学区域規則	道外からの出願	3 条 1 号	3 条 2 号		

別記様式21 (日本工業規格A4横型)

第2次募集の合格者数

校學等商

[illegible]

(注) 1 「入学予定者数」の欄については、次により記入すること。

$$(\text{入学予定者数}) = (\text{3月17日の合格者数}) - (\text{入学意思のない者の数}) + (\text{追加合格者数})$$

2 通学区区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区区域規則に該当する数は内数とすること。

別記様式22 (日本工業規格A 4横型)

定時制の第2次募集後の入学者数

校
学
等
高

学 科	募 人	集 員	3月26日現在の 入 学 予 定 者 数	3月27日現在の 募 集 人 員	3月27日以降の 出 願 者 数	選 抜 の 対 象 と な っ た 者 の 数	3月27日以降の 合 格 者 数	4月10日現在の 入 学 者 数

別記様式23 (日本工業規格 A 4 縦型)

特別な措置を必要とする生徒の状況

_____ 高等学校

出 学 願 校 先 名	課 程	学 科	出 身 中 学 校 名	性 別	障 がい 等 状 況	特別な措置を必要とする事項

別記様式24 (日本工業規格 A 4 横型)

面接、実技、作文の実施

_____ 高等学校

小学 科名	面 接								実 技			作 文				
	実施の有無	対 象 者		日 時		形 式		時間 (分)	担 当 教 員 数 (人)	実施の有無	内 容	開始予定時刻 ～終了予定時刻	実施の有無	字 数	テーマ 選択の有無	時間 (分)
		全 員	過年度 卒のみ	3 月 4 日	3 月 5 日	個 人	集 団 (人)									
				開始予定時刻 ～終了予定時刻	開始予定時刻 ～終了予定時刻											

記入要領

- 1 記入要領は、次の記入例によること。
- 2 実技における内容については、例えば体育科の場合、「体力・運動能力に関する実技テスト」のように記入すること。

(例)

小学 科 名	面 接									実 技			作 文			
	実施の有無	対象者		日 時		形 式		時間 (分)	担 当 教 員 数 (人)	実施の有無	内 容	開始予定時刻 ～終了予定時刻	実施の有無	字 数	テーマ 選択の有無	時間 (分)
		全 員	過年度 卒のみ	3 月 4 日	3 月 5 日	個人	集 団 (人)									
				開始予定時刻 ～終了予定時刻	開始予定時刻 ～終了予定時刻											
普通	有	○			○ 10:00 ～15:00		○ 3～4	20	2	無			有	400 ～ 600	有	30

別記様式24の2（日本工業規格 A 4 横型）

面接、実技、作文の実施

[

]

教育局

番 号	学校名	小学 科名	面接								実 技			作 文				
			実施の 有 無	対象者		日 時		形 式		時間 (分)	担 当 教 員 数 (人)	実施の 有 無	内 容	開始予定時刻 ～終了予定時刻	実施の 有 無	字数	テー マ選 択の 有 無	時間 (分)
				全員	過年度 卒のみ	3月4日	3月5日	個人	集団 (人)									
						開始予定時刻 ～終了予定時刻	開始予定時刻 ～終了予定時刻											
1																		
2																		
3																		
合 計																		

- (注) 1 合計は学校数として記入すること。
- 2 「実施の有無」の合計については、「有」の学校数を記入すること。
- 3 複数の小学校科を持つ学校において、面接を実施する学科と実施しない学科がある場合には、面接を実施するものとして扱うこと。
- 4 作文における「テーマ選択の有無」の合計については、「有」の学校数を記入すること。

別記様式25（日本工業規格 A 4 縦型）

平成27年度道立高等学校入学者選抜学力検査の得点の口頭による開示実施件数

高等学校名	大学科	実 施 日										計
		18	19	20	23	24	25	26	27	30	31	

